承第1号

専決処分の報告及び承認について

三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月14日提出

三島市長 豊 岡 武 士

三島市専第3号

専 決 処 分 書

三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を 改正する条例

三島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年三島市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

退職報償金支給額表

階級	団長	副団長	分団長	副分団	部長及	団員
勤務年数				長	び班長	
5年以上6年未満	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	239	229	219	214	204	200
6年以上7年未満	260	249	238	231	219	208
7年以上8年未満	281	269	257	248	234	222
8年以上9年未満	302	289	276	265	249	236
9年以上10年未満	323	309	295	282	264	250
10年以上11年未満	344	329	318	303	283	264
11年以上12年未満	367	349	337	320	298	278
12年以上13年未満	390	369	356	337	313	292
13年以上14年未満	413	389	375	354	328	306
14年以上15年未満	436	409	394	371	343	320

15年以上16年未満	459	429	413	388	358	334
16年以上17年未満	486	450	433	406	374	349
17年以上18年未満	513	471	453	424	390	364
18年以上19年未満	540	492	473	442	406	379
19年以上20年未満	567	513	493	460	422	394
20年以上21年未満	594	534	513	478	438	409
21年以上22年未満	631	569	543	508	464	431
22年以上23年未満	668	604	573	538	490	453
23年以上24年未満	705	639	603	568	516	475
24年以上25年未満	742	674	633	598	542	497
25年以上26年未満	779	709	659	624	564	519
26年以上27年未満	819	749	697	661	598	553
27年以上28年未満	859	789	735	698	632	587
28年以上29年未満	899	829	773	735	666	621
29年以上30年未満	939	869	811	772	700	655
30年以上	979	909	849	809	734	689

附則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とする。

平成26年3月18日

三島市長 豊 岡 武 士